

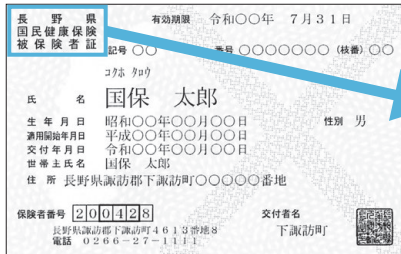
保険証が変わります

令和4年8月1日から
新しい保険証で受診してください。

国民健康保険の被保険者の方

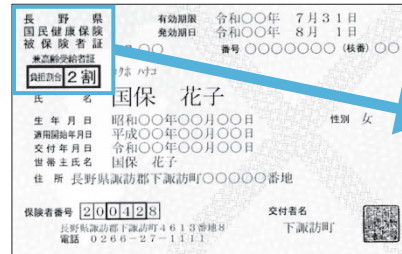
保険証の色が **旧** うぐいす色 → **新** 藤色 に変わります

〈70歳未満の方〉



長野県
国民健康保険
被保険者証

〈70歳以上75歳未満〉



長野県
国民健康保険
被保険者証
兼高齢受給者証

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬までに町から送付します。有効期限が切れた保険証は、ご自身で破棄していただいて結構です。（窓口での回収も行っています。）

また、社会保険など他保険の保険証をお持ちの方は、国民健康保険を脱退する手続きが必要となります。手続きについては、国保年金係までお問い合わせください。

- 国民健康保険限度額適用認定証
- 国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定証

をお持ちの方へ

お持ちの証は有効期限が7月31日です。更新の対象となる方には、申請書をお送りしますので、引き続き交付を希望される方は、更新の手続きをしてください。

福祉医療費受給者証の更新

有効期限が令和4年7月31日までの方には8月1日からお使いいただく受給者証をお送りします。

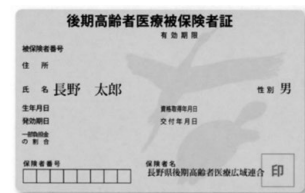
有効期限が切れた受給者証は、ご自身で破棄していただいて結構です。（窓口での回収も行っています。）

【福祉医療費受給者の皆さまへ】

長野県外の病院・薬局などを利用した場合や、受給者証を提示せず医療を受けた場合は、領収書を持参して役場1階国保年金係窓口で申請をお願いします。

後期高齢者医療制度の被保険者の方

保険証の色が **旧** 黄色 → **新** 緑色 に変わります



現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月31日です。新保険証は7月下旬までに町から送付しますので、8月からは新しい緑色の保険証で受診してください。

また、令和4年10月1日から後期高齢者医療の窓口負担割合が見直されるため、10月からお使いいただく被保険者証（桃色）を9月下旬までにあらためて郵送します。医療機関や薬局を受診する際は、被保険者証の有効期限にご注意ください。

※期限の切れた保険証はご自身で破棄していただいて結構です。（窓口での回収も行っています。）

| 郵送時期 | 被保険者証の色 | 有効期間 |
|------|---------|---------------------|
| 7月下旬 | 緑色 | 令和4年 8月1日～令和4年9月30日 |
| 9月下旬 | 桃色 | 令和4年10月1日～令和5年7月31日 |

■ 後期高齢者医療被保険者証に関する問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 ☎27-1111(内線139) 長野県後期高齢者医療広域連合 ☎026-229-5320